

まちカフェ事業運営要領

(趣旨)

- 1 この要領は、中心市街地の賑わい創出、商店街振興及び道路の利便性増進を目的として、市が指定する国道、県道及び市道（以下、「道路」という。）において、歩道の一部を有効に活用すべく、「まちカフェ」事業の運営に必要な要領を定めるものである。

(まちカフェの運営)

- 2 まちカフェの運営者（以下、「占用主体」と呼ぶ。）は、長岡市商店街連合会が行う。

(出店の対象者)

- 3 まちカフェ出店の対象者は、関係法令等を順守する店舗等であって、次の各号のすべてに該当するものとする。
 - (1) 政治又は宗教に関する店舗等でないもの
 - (2) 特定の事業の反対運動を目的とする店舗等でないもの
 - (3) 前各号に掲げるものの他、出店が適当でないと認められる店舗等でないもの

(占用物件)

- 4 出店時に道路に設置できる占用物件は、下記のものとする。
 - (1) 露店、商品置場：テント、パラソル
 - (2) 食事、購買施設：テーブル、イス、ベンチ、フェンス、コーン、パラソル、
屋台
 - (3) 広告施設：看板、旗ざお、幕、植木鉢
ただし、信号機、道路標識等の交通安全施設の効用を妨げるもの、または、車両の運転に支障を生じさせる物件は占用を許可しない。
また、食事施設は道路の通行者が誰でも使えるような形で運用するものとする。これによらない場合は、必要となる許認可を出店者が自ら申請するものとする。

(出店期間)

- 5 出店期間は1年間（通年）とし、長岡まつりに係る歩道規制の都合上、7月31日～8月3日は出店しないものとする。実際の出店日は出店者の判断に任せる。

(出店を認める時間)

- 6 出店を認める時間は、午前9時から午後10時30分までとする。なお、実際の出店時間は、出店を認める時間の範囲内で、出店者の判断に任せる。

(出店できる範囲)

- 7 出店できる範囲は、別図に示す路線及び区間のうち、交通安全対策が行える場所とする。

(出店箇所)

8 具体的な出店箇所は、出店できる範囲内から選択すること。出店箇所は下記の事項について提示すること。

- (1) 出店箇所
- (2) 形状及び寸法
- (3) 占用物件の種類、形状及び数量

(出店料)

9 出店料は当面の間、無償とするが、道路占用料、道路使用申請料、必要な事務手数料等を加味した出店料を徴収する場合がある。

(出店時の交通安全対策)

10 出店の際には、下記の条件を満たすこととし、歩行者等の安全確保を図ること。

- (1) 自転車及び歩行者が通行できるよう、3.0メートル以上の幅員を確保すること。
- (2) 上記(1)の通行帯は、交差点間で一直線となるよう配慮すること。
- (3) 視覚障害者誘導ブロックの中央から両側0.6メートルの範囲は、通行帯の中に収めること。
- (4) 自転車歩行者道において、自転車と歩行者の通行区分線がある場合は、自転車通行帯を1.0メートル以上確保すること。
- (5) 通行帯の安全を確保するため、自転車を降りて通行する旨注意喚起する看板を占用する路線の起終点(交差点ごと)に配置すること。
- (6) バス及びタクシー乗り場の前は、車道側の占用を認めない。

(占用物件の維持・管理)

11 占用物件の維持及び管理は下記のとおり行うこと。

- (1) 占用物件は、占用許可された時間になってから設置し、占用許可時間内に撤去を終えること。なお、占用物件はすべて民地内に収納すること。
- (2) 占用物件の維持管理は、出店者が実施すること。
- (3) 荒天時や道路の安全を確保する上で支障がある場合は、占用物件を速やかに撤去すること。
- (4) 占用物件の使用に起因する諸問題については、出店者が自らの責において解決すること。

(出店時の清掃)

12 出店を行う際の清掃は下記のとおり行うこととする。

- (1) 出店箇所及びその周辺歩道の清掃を行うこと。
- (2) 路面を汚損した場合は、速やかに清掃を行い、汚れが残る場合は、速やかに占用主体に報告すること。
- (3) 食事施設及び購買施設を設置する場合は、同時にごみ箱を設置し、ごみ処理

を行うこと。ごみ処理は、出店者が適正に処理すること。

- (4) 商品等の冷却用氷及び水以外の汚水等は側溝へ流出させないこと。
- (5) 喫煙のための灰皿の設置は、必要最小限とし、転倒・飛散等を防止する対策を行うこと。

(占用物件の景観)

13 占用物件の構造及び色彩は、周辺と調和するものであること。

(出店に伴う禁止事項)

14 出店に伴う禁止事項を下記のとおり定める。

- (1) 屋外での調理は認めない。
- (2) 悪臭・騒音等を発する物件を設置及び保管することは認めない。

(占用主体及び出店者の責務)

15 占用主体及び出店者は、下記の責務を有する。

- (1) 交通管理者及び道路管理者の指導に速やかに対応すること。
- (2) 道路管理者が行う又は許可した工事、他団体が行うイベント等において、占用物件の設置もしくは撤去等に対して協力すること。但し、道路管理者は、これに起因する営業補償は行わないものとする。
- (3) 出店箇所及び隣接する建物の住民、店舗経営者等から同意を得ること。
- (4) 公序良俗及び占用規則に反する行為をしたものを注意し、辞めさせること。

(占用主体の責務)

16 占用主体は、下記の責務を有する。

- (1) 出店者の出店申請を取りまとめること。
- (2) 出店者の活動を監督及び指導すること。
- (3) 歩行者や自転車の通行に配慮した安全対策を行うこと。
- (4) まちカフェの実施について、広報活動を行うこと。

(出店者の責務)

17 出店者は、下記の責務を有する。

- (1) 占用物件を設置、管理、撤去すること。
- (2) 関係機関の定める規則等を遵守すること。
- (3) 出店要望を占用主体へ適切に報告すること。
- (4) 占用箇所及び周辺における清掃の実施、ごみ処理、及び駐輪自転車の管理を行うこと。

(不明な事項の対応)

18 この要領に定めのない事項、及びこの要領について疑義を生じたときは、関係機関と占用主体とが協議して定める。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月9日改正）

本要領のうち、第5条 出店期間について、令和2年度においては適用しないものとする。